

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上をはかることは国の責務である。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度は、「国による最低保障」の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育制度の根幹をなしている。

しかし、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に縮小され、地方交付税に依存する度合いが高まった。全国的な教育水準の確保や地方財政を圧迫させないためには、これ以上の国庫負担金の削減はすべきではない。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところである。

よって、下記の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度について、制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

豊岡市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 殿